慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一橋大學教授大平善梧氏學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.8 (1960. 8) ,p.69- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600815-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一橋大學教授　大平善梧氏學位請求論文審査要旨

1　主論文　安全保障と國際法

2　參考論文　(1)軍縮と國際法

(2)ケースメソッドと國際法

主論文は「安全保障と國際法」と題し、第一章は「政策決定と國際法」第二章は「集團安全保障の本質」の二章から成つている。

第一章の一の「國際法の理論と實際」の項においては、わが國の國際法學者が、國際法の限界を認識せず、國際法の國際社會において果すべき役割を吟味せずに、わが國の外交政策について發言することを戒め、外交論は特別な外交政策の研究又はその體驗から述べらるべきであつて、國際法そのものが直接に外交路線の決定を支配するものではない旨が警告されている。そして、シュワルツェンベルガーが國際法を三分して(1)力の法、(2)相互主義の法、(3)協力の法とする見解を引用して、理論にのみ走つて、非現實的な議論が多いわが國の國際法學者の國際法論に反省を促している。

二、は「外交論における國際法の役割」について論じ、一國の外交政策の決定に當つては、まずその決定が國際法に準據せねばならず、國際平和と國際正義を力說する外交政策は賢明であるが、外交政策の決定に當つては、どこまでもその國の國家的利益を基準として考察すべきであつて、主權國家の複合社會である。國際社會が、本質的には力の政治の場であり、外交論をなすに當り、國家利益を否認するものは、自己否定論であり、力の政治を無視するものはユートピアを描くものに過ぎないとしている。このような國際社會において國際法は、國家行動の限度を定めるが、その幅は極めて廣く、その間に國家利益が國策の方法を決定し、正義と利益の調和點に外交の路線は定められるし、定められねばならないとしている。

第二章の「集團安全保障の本質」がこの論文の中核を成すものであるが、著者は集團安全保障を三つの視點から觀察する。第一は、「平和の維持」の立場から、第二は「複數國家の制度」として、第三は、「力の配列」の立場からである。この三點からの考察を綜合すると、集團安全保障は、國家の安全を保障するもので、その目的は平和維持であり、平和の維持に寄與するための機構として、その機能が吟味されねばならないこと、國際社會は、複數國家制度であつて、この制度は、國家に自己決定の權利を保留し、權力の分散を認めた多元的な國家體制で、各國家に主權を認め、最後の場合に實力を發

動する權能を許すところに、複數國家制度の本質があること、複數國家の力を配列することによつて、安全を保障せんとするのが集團安全保障の制度であり、その力の配列方法として六つの類型を擧げている。

次に、集團安全保障制度の發展を歷史的に考察し、更に、集團安全保障と勢力均衡について述べ、集團安全保障の意義に關しては、ウイルソン、ハル、ソルター、キース、ジェサップ等の見解を紹介して、集團安全保障は「世界の平和が、これを脅かす企を成功せしめないだけに足る實力によつて支持されているならば、維持できるという事實に依存している」ことであり、これに反し、勢力均衡はいかなる一國も他國を制壓することができないように力の分散をなして、その均衡をはかるものである。現實の國際社會では、集團安全保障は勢力均衡に代わるものではなくて、兩者は並存して相互に補完關係に立つものであるとする。

次に一般的安全保障と地域的安全保障について述べ、殊に、地域的安全保障は一種の軍事同盟であるとの說に對し、軍事同盟と地域的安全保障制度との差異を列擧して、「地域的安全保障が、集團安全保障として不完全で不純粹なものであつたにしても、第三國に對抗する意味を伴うからといつて、ただちに軍事同盟方式だと極めつけることも、歷史的視野を缺いて、不公正である」とし、地域的安全保障體制は、集團安全保障でもなく、軍事同盟でもない「第三の範疇」すなわち「集團防衛」の方式であるとしている。

最後に、「兩極化時代の安全保障」として、北大西洋條約機構の結成いらい、國際社會は力の兩極化（Palarization）、卽ち、力の單純均衡（simple balance）の時代に入つたとする。この力の兩極化を招來したものは、軍事技術の革命的發達によるもので、兩極化の世界では、二つの力の新しい均衡を計つてゆくことが緊要であつて、そのために、地域的取極めは重大な機能を果している旨を力說する。

次に、參考論文の㈠は「軍縮と國際法」、㈡は「ケースメソッドと國際法」と題するもので、「軍縮と國際法」では、軍縮の意義及び種類、軍縮の必要性、軍縮と國際連合、軍縮の將來等について論じ、「ケースメソッドと國際法」では、國際法を研究する方法として英米で實行せられているケースメソッドの研究である。

以上要點を擧げた諸論文について觀るに、主論文の第二章「集團安全保障の本質」が最も價値ある勞作であつて、その中には著者獨自の見解が盛られ、その論旨には理論的に不充分な點もあるが、安全保障の本質に對する業績は高く評價さるべきである。

その他、全論文に示されている著者の學識並びに著者の永年に亘る國際法學界における經歷は法學博士の學位を與えるに十分なもの

と認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員　慶應義塾大學教授　法學博士　前原　光雄
慶應義塾大學教授　潮田　江次
慶應義塾大學教授　法學博士　英　修道

埼玉大學教授　檜山武夫氏學位請求論文審査要旨

1　主論文　アメリカ憲法と基本的人權

2　參考論文　(1)アメリカ憲法史研究
(2)アメリカ憲法と資本主義の發展（埼大紀要第五卷）
(3)アメリカの違憲裁判について（公法研究第十二號）
(4)國民主權の下の司法權の獨立と憲法裁判權（公法研究第十一號）
(5)近代民主國家における個人の自由（埼大紀要第三卷）
(6)アメリカに於ける外國人及び外國系市民の法的地位（比較法研究第七卷）
(7)アメリカ連邦憲法の改正について（公法研究第八號）
(8)アメリカにおける司法權優位制の成立（法學研究第二十三卷十一號、第二十五卷一號、九號）

提出された主論文「アメリカ憲法と基本的人權」および參考論文「アメリカ憲法史研究」ほか七篇についての審査の結果は、つぎの通りである。

まず主論文についてみるに、その內容はアメリカにおける人權問題の法理および社會的實態を、主に一八〇〇年代の終り頃から一九五八年にいたる間のアメリカ最高裁判所の判例を中心にして、研究したものである。提出者はこの研究を歷史的に、幅ひろい視野から互視的に、そして實證的にすすめたと序文で述べているので、この點も參考にして、本論文の要點、特色、學問的價値などをつぎに檢討する。

本論文の第一章では、アメリカ憲法上における基本的人權の特質が、大陸法上のそれとイギリス法上のそれとの對比において追求されている。そしてその特色が前國家的、自然權的、絕對的および手續的な點にあることを明らかにする。この所說は、通說的で新奇な